

令和元年度第3回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会次第

日 時 令和2年2月26日(水)
午後1時30分から
場 所 市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 消費税引上げに伴う低所得者の第1号保険料軽減強化について（公開）
- (2) 指定介護予防支援業務の委託について（報告）（公開）
- (3) 地域密着型サービス等（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）事業所の指定廃止について（報告）（公開）
- (4) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について（報告）（非公開）
- (5) 介護予防支援事業所の指定更新について（報告）（非公開）
- (6) その他

4 閉 会

消費税引上げに伴う低所得者の第1号保険料軽減強化について（公開）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、消費税引上げに伴う低所得者の保険料軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施をしているところです。

また、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年4月1日付けで施行されたことに伴い、令和元年度の介護保険料第1段階の減額幅の引上げと第3段階までの軽減対象段階の拡充を実施いたしました。令和元年度については、完全実施の半分（6か月分）で軽減措置を行いましたが、令和2年度からは完全実施（12か月分）となることから、第1段階から第3段階までの減額幅を引上げることで、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化を実施するものです。

なお、当該軽減措置に係る介護保険法施行令の改正については、本年度末に公布され、令和2年4月1日付けで施行される見込みです。

令和2年度の対応について

【具体的な軽減幅】 () は、野田市における基準月額に対する負担割合

段階	対象者	保険料基準額に対する割合		
		平成30年 4月～	平成31年 4月～	令和2年 4月～
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者 境界層該当者 	0.45 28,000円	0.375 23,400円	<u>0.300</u> <u>18,700円</u>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者 境界層該当者 	0.75 (0.60) 37,400円	0.625 (0.475) 29,600円	<u>0.500</u> <u>(0.35)</u> <u>21,800円</u>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者 境界層該当者 	0.75 (0.70) 43,600円	0.725 (0.675) 42,000円	<u>0.700</u> <u>(0.65)</u> <u>40,500円</u>

指定介護予防支援業務の委託について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 15 条第 1 号の規定に基づき、指定介護予防支援業務の委託について、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経るものです。

【委託を行う指定介護予防支援業務の事業所】

事業者名	事業所名	所在地
株式会社ライズ	ケアプラン花ごころ	春日部市
株式会社スターケア	スターケア	野田市

地域密着型サービス等（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）
事業所の指定廃止について

野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止届出事業者等

1 事業所の名称	デイサービスセンター亀野園
2 サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
3 事業所所在地	野田市鶴奉 270 番地の 5
4 運営事業者	社会福祉法人野田みどり会
5 代表者氏名	遠山 康雄
6 廃止年月日	令和元年 12 月 31 日
7 廃止理由	<p>運営事業者は、一体的かつ効率的な経営を進めるため、平成 28 年 4 月に特別養護老人ホームの鶴寿園と亀野園を統合した際、両施設内のデイサービスセンターの見直しを行い、デイサービスセンター鶴寿園の定員を 5 名増員し 30 名とする一方で、デイサービスセンター亀野園（定員 8 名）を事業休止としていました。</p> <p>今後、事業再開の見込みがなく、休止中のデイサービスセンターのスペースを地域交流室として利用しようとするため廃止するものです。</p>